

生田緑地の自然の保全・利用方針

平成 25（2013）年 8 月

川 崎 市

生田緑地の自然の保全・利用方針

1 目的

●「生田緑地の自然の保全・利用方針」は、生田緑地のエリアごとの特性に応じた自然の保全及び利用の大きな方向性を定めるものであり、誰もが共有できる保全と利用のあり方を示すことによって、生田緑地ビジョンに基づく「保全と利用の調整」を図り、両者が好循環することによって、生田緑地の豊かな自然・文化・人を次世代に継承し、市民の財産として持続可能なものとしていくことを目指すものである。植生を含む生態系の保全・育成を行うための具体的な管理の計画である「生田緑地植生管理計画」の前提となる上位概念となるものである。

2 エリアごとの自然の保全・利用方針

エリア	方 針（案）
中央地区・公園施設等利用エリア	・利用を主眼に置いた維持管理を行い、公園利用者に対し、快適な公園を提供するエリアとする。 ・緑地内の文化施設等の敷地や中央広場、駐車場等については、適切な施設利用ができるよう管理を行う。 ・雑木林や水辺等の部分については、施設利用との調整を図りながら自然環境に配慮した管理を行う。
中央地区・自然環境保全管理エリア	・雑木林や水辺等の部分については、クヌギ・コナラ林やハンノキ林などの植生分布や地形等の自然環境に配慮し、保全を主体とした管理を行う。 ・ホタルの里周辺の谷戸については、湿地帯、湧水地等の水辺環境の保全を行うこととし、地歴等を考慮した中では、湿地帯の保全に加え、水田等として管理を行うことも可能とする。ただし、地形等の条件により湿地としての維持管理が難しい場所については、草地、畑等も可能とする。また、水田や畑として利用する場合は、原則として環境教育や農体験学習を行うことなどを目的として管理を行うとともに、生物多様性や、景観についても配慮するものとする。 ・つつじ山、芝生広場、飯室山広場、おし沼広場、梅園、アジサイ山の一部等については里山広場や園地等としての利用を行う。
東地区・公園施設等利用エリア	・利用を主眼に置いた維持管理を行い、公園利用者に対し、快適な公園を提供するエリアとする。 ・緑地内の文化施設等の敷地やばら苑等については、適切な施設利用ができるよう管理を行う。 ・雑木林や水辺等の部分については、施設利用との調整を図りながら自然環境に配慮した管理を行う。 ・もみじ谷については、ビオトープ池や植樹祭で植樹された樹木の管理を適切に行う。
東地区・自然環境保全管理エリア	・雑木林や水辺等の部分については、クヌギ・コナラ林などの植生分布や地形等の自然環境に配慮し、保全を主体とした管理を行う。
初山地区・里山利用エリア	・里山的環境を活かしながら、自然と共存した利用を行うこととする。 ・雑木林や水辺等の部分については、里山的環境を活かした利用との調整を図りながら自然環境に配慮した管理を行う。 ・谷戸の平坦部については、水生植物観賞池、ビオトープ池、広場、水田・畑等としての利用を行う。水田や畑として利用する場合は、原則として環境教育や農体験学習を行うことなどを目的として管理を行うとともに、生物多様性や、景観についても配慮するものとする。 ・とんもり川については、水辺環境を活かした管理を行う。 ・初山芝生広場周辺は里山広場的な利用を行う。 ・里山の環境を活用し、楽しみながら自然とふれあえる多様なイベント等を、市民団体等が実施できるよう運用する。
●その他共通事項	・各エリアの園路については、利用者の安全確保や利便性を重視して管理する。 ・園路際については、場所ごとの保全と利用の観点から、別途取り扱い方法を決める。

「生田緑地の自然の保全・利用方針 エリア図」

凡例 保全・利用方針エリア

- 中央地区・公園施設等利用エリア
- 中央地区・自然環境保全管理エリア
- 東地区・公園施設等利用エリア
- 東地区・自然環境保全管理エリア
- 初山地区・里山利用エリア

川崎国際生田緑地ゴルフ場

※ゴルフ場区域はおおよその位置で表示している。
将来的にはゴルフ場フェンスの位置を表示する等
に基づき、正確な管理区域に補正する。

都市計画緑地区域